

◎物価統制令（抄）

〔昭和21年3月3日〕
〔勅令第118号〕

注 平成18年6月法律第53号「地方自治法の一部を改正する法律」附則第16条による改正現在
〔昭和27年法律第88号により、昭和27年4月28日以後法律としての効力を有す〕

第2条〔価格等の意義〕本令ニ於テ価格等トハ価格、運送費、保管料、保険料、賃貸料、加工費、修繕料其ノ他給付ノ對価タル財産的給付ヲ謂フ

第3条〔統制額を超える契約・支払・受領の禁止、地区により統制額の異なる場合の基準統制額〕価格等ニ付第4条及第7条ニ規定スル統制額アルトキハ価格等ハ其ノ統制額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ第7条第1項ニ規定スル統制額ニ係ル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ価格等ノ支払者又ハ受領者ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

②価格等ニ付スル給付ノ為サルル地区ニ於ケル統制額ト他ノ地区ニ於ケル當該価格等ノ統制額トガ異ル場合ニ於テハ當該給付ニ付テハ主務大臣別段ノ定ヲ為シタル場合ヲ除クノ外當該給付ノ為サルル地区ニ於ケル統制額ヲ以テ前項ノ場合ニ於ケル統制額トス

第4条〔統制額の指定〕主務大臣物価ガ著シク昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル場合ニ於テ他ノ措置ニ依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキハ第7条ニ規定スル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ當該価格等ニ付其ノ統制額ヲ指定スルコトヲ得

第9条〔脱法行為の禁止〕何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第3条ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ルル行為ヲ為スコトヲ得ズ

第30条〔報告の徴収・帳簿の作成及び検査〕主務大臣若ハ地方行政機関ノ長又ハ都道府県知事必要アリト認ムルトキハ物価ニ關シ報告ヲ徵シ、帳簿ノ作成ヲ命ジ又ハ政令ノ定ムル所ニ依リ當該職員ヲシテ必要ナル場所ニ臨検シ業務ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

②前項ノ規定ニ依リ都道府県ガ処理スルコトトサレテイル事務ハ地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号ニ規定スル第1号法定受託事務トス

第31条〔職権の一部の委任〕本令ニ規定スル主務大臣ノ職権ニ属スル事務ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事之ヲ行フコトスルコトヲ得

②主務大臣ハ政令ノ定ムル所ニ依リ本令ニ規定スル主務大臣ノ職権ノ一部ヲ地方行政機関ノ長ヲシテ行ハシムルコトヲ得

第33条〔統制額違反の罰則〕左ノ各号ノ一二該当スル者ハ10年以下ノ懲役又ハ500万円以下ノ罰金ニ処ス但シ第1号又ハ第3号ニ該当スル者ニ付テハ違反ニ係ル価格等ノ金額ト統制額ニ依ル価格等ノ金額トノ差額又ハ之ニ相当スル金額ノ3倍ガ500万円ヲ超ユルトキ、第2号ニ該当スル者ニ付テハ違反ニ係ル価格等ノ金額ト履行中ノ契約締結當時ノ第3条第1項但書ノ許可ニ伴ヒ主務大臣ノ定メタル額若ハ第4条若ハ第7条ニ規定スル統制額トノ差額又ハ之ニ相当スル金額ノ3倍ガ500万円ヲ超ユルトキハ罰金ハ當該差額又ハ金額ノ3倍以下トス

- 一 第3条ノ規定ニ違反シタル者
- 二 第8条ノ2ノ規定ニ違反シタル者
- 三 第9条ノ規定ニ違反シタル者

第36条〔併科〕前3条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情状ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

物価統制令施行令
〔昭和二十七年七月三十一日号外政令第三百十九号〕

内閣は、物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第三条第一項但書、第四条、第七条、第十八条、第二十条、第三十条及び第三十一条の規定に基き、この政令を制定する。

（例外許可）

第一条 物価統制令（以下「令」という。）第三条第一項但書の規定による許可（以下「例外許可」という。）を受けようとする場合には、価格等の支払者又は受領者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に例外許可の申請をしなければならない。

2 例外許可は、令第三条第一項本文に規定する統制額により難い特別の事由がある特定の契約、支払又は受領に係る場合に限りすることができる。

3 例外許可には、条件又は給付に関する期間、数量、場所等の制限を附することができる。

（指定統制額の公示方法）

第二条 令第四条の規定による統制額の指定は、主務大臣（第十一条第四項の規定によつて地方行政機関の長が処分をする場合には、地方行政機関の長）が告示（地方行政機関の長にあつては、その通常用いる公示方法）によつてするものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合又は価格等の支払者及び受領者が特定少数のものである場合には、それぞれ他の相当の公示方法又はその支払者及び受領者に対する通知をもつてこれに代えることができる。

（他法令）

第三条 令第七条第三項の規定による他の法令は、金管理法（昭和二十五年法律第百二十八号）とする。

（原価計算）

第四条 主務大臣が指定する物品を生産する者又は主務大臣が指定する役務を提供する者で、主務大臣の指定を受けたものは、主務大臣が内閣総理大臣及び財務大臣と協議して定める原価計算要綱に基づき、原価計算をしなければならない。

第五条 前条の規定による指定を受けた者は、同条に定める原価計算要綱に基きその実施手続を定め、主務大臣の要求があるときは、これを提出しなければならない。

2 主務大臣は、必要があると認めるときは、前項の実施手続の変更を命ずることができる。

第六条 第四条の規定による指定を受けた者は、主務大臣の要求があるときは、原価に関する書類及びその附属書類を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の書類の提出に關し必要な事項は、主務省令で定める。

（割増額）

第七条 主務大臣は、価格等につき調整を行うため必要があると認めるときは、主務大臣が指定する価格等に対する給付をなすことを業とする者で、主務大臣が指定するものに対して、その定めるところにより、当該価格等について割増額を附すべきことを命ずることができる。

2 前項の場合においては、主務大臣は、あらかじめ財務大臣と協議しなければならない。

第八条 前条の規定によつて指定を受けた者は、財務省令で定めるところにより、当該価格等について附すべき割増額に相当する収入に關して、報告しなければならない。

第九条 第七条の規定によつて指定を受けた者は、同条の規定による割増額に相当する金額の全部又は一部で、財務大臣が前条の報告に基いて決定する額を、財務大臣の発する納入告知書によつて、国庫に納付しなければならない。

- 2 財務大臣は、特別の事由があると認めるときは、前項の納付すべき金額を軽減し、又は免除することができる。この場合において、その軽減され、又は免除された金額の経理については、財務省令で定めるところによる。
- 3 財務大臣は、前条の報告がないとき、又はその報告があつた場合においてその内容に疑があると認めるときは、その調査によつて第一項の国庫に納付しなければならない金額を決定することができる。

（臨検検査の証票）

第十条 国家公務員又は地方公務員が令第三十条の規定によつて臨検検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、要求があるときはこれを呈示しなければならない。

- 2 前項の証票は、別記様式によるものとする。

（都道府県が処理する事務等）

第十一條 次に掲げる主務大臣の職権に属する事務は、主務大臣において都道府県知事が処分する旨を定めた価格等については、都道府県知事が行う。

- 一 令第三条第一項但書の規定による許可
- 二 令第八条ノ二但書の規定による別段の定及び許可
- 2 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
- 3 第一項の場合においては、令及びこの政令中同項に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。
- 4 第一項各号に掲げる主務大臣の職権及び令第四条の規定による指定は、主務大臣において地方行政機関の長が処分する旨を定めた価格等については、地方行政機関の長が行う。

第十二条 第四条に規定する内閣総理大臣の職権は、金融庁長官が行うものとする。

- 2 第八条及び第九条に規定する財務大臣の職権は、財務大臣が特に定めたときは、国税局長又は税務署長が行うものとする。

附 則

- 1 この政令は、昭和二十七年八月一日から施行する。
- 2 左に掲げる命令は、廃止する。
 - 一 物価統制令施行規則（昭和二十一年大蔵省令第二十五号）
 - 二 価格等表示規則（昭和二十一年大蔵省令第三十八号）
 - 三 価格等取締規則（昭和二十一年大蔵省令第五十三号）
 - 四 価格等に対する割増額の附加に関する規則（昭和二十三年総理府令第十号）
 - 五 原価計算規則（昭和二十三年総理府令第十四号）
- 3 旧原価計算規則第二条に基く製造工業原価計算要綱及び鉱業原価計算要綱は、第四条に基く原価計算要綱が定められるまでの間、同条に基く原価計算要綱とみなす。
- 4 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号）附則第四条の規定により従前の例によることとされている統制額の指定のうち、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済企画庁関係政令の整備に関する政令（平成十一年政令第三百七十三号）の施行の際同令による改正前の第十一條の規定に基づき主務大臣において都道府県知事が処分する旨を定めている価格等に係るものについては、都道府県知事が行うこととする。
- 5 前項の規定による統制額の指定は、第二条の規定にかかわらず、都道府県知事がその通常用いる公示方法によつてするものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合又は価格等の支払者及び受領者が特定少数のものである場合には、それぞれ他の相当の公示方法又はその支払者及び受領者に対する通知をもつてこれに代えることができる。
- 6 附則第四項の規定により都道府県知事が統制額の指定を行うこととされた価格等に係る令第三条第一項ただし書の規定による許可及び令第八条ノ二ただし書の規定による別段の定及び許可については、第十一條第一項及び第二項の規定は、適用しない。

附 則〔昭和三三年一二月二五日政令第三五一号抄〕

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一一年一一月一七日政令第三七三号〕

(施行期日)

1 この政令は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律〔平成一一年七月法律第八七号〕の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成一二年六月七日政令第二四四号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則〔平成一二年六月七日政令第三〇三号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律〔平成一一年七月法律第八八号〕の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。〔後略〕

別記様式（用紙の大きさは、日本標準規格B8によるものとする。）〔第一〇条〕

(淡紅色とする。)第号官氏名物価統制令に基く臨検検査証当該官庁の印年月日交付当該官庁名

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令
〔昭和三十二年九月十二日厚生省令第三十八号〕

物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第四条及び物価統制令施行令(昭和二十七年政令第三百十九号)第十二条の規定に基き、並びに物価統制令を実施するため、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令を次のように定める。

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令

(公衆浴場入浴料金)

第一条 公衆浴場入浴料金は、国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第百二十一号)附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされている統制額の指定をすることができる価格等とする。

- 2 前項の公衆浴場入浴料金の区分は、次のとおりとする。
- 一 十二才以上の者についての入浴料金
 - 二 六才以上十二才未満の者一人についての入浴料金
 - 三 六才未満の者一人についての入浴料金

(都道府県知事による統制額の指定)

第二条 都道府県知事は、物価統制令施行令(昭和二十七年政令第三百十九号)附則第四項の規定に基づき、前条第一項に規定する公衆浴場入浴料金につき、その統制額を指定するものとする。この場合においては、前条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する公衆浴場入浴料金の区分として、年齢その他必要な事情を考慮して、入浴者の洗髪についての料金の区分を設けることができる。

(昭和三十年三月厚生省告示第五十八号の廃止)

第三条 昭和三十年三月厚生省告示第五十八号〔公衆浴場入浴料金指定〕は、廃止する。

附 則

この省令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

附 則〔昭和五〇年五月九日厚生省令第二一号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一二年三月三〇日厚生省令第五七号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

○公衆浴場入浴料金の統制額の指定について

〔昭和38年8月12日 環発第335号
各都道府県知事宛 厚生省環境衛生局長通知〕

〔改正経過〕

第1次改正 〔昭和48年11月14日環衛第232号〕

標記については、昭和38年8月9日厚生省発環第113号厚生事務次官依命通達により指示したところであるが、公衆浴場入浴料金の最高統制額を改訂しようとする場合には、下記の諸点に留意のうえ、これが実施に遺憾なきを期されたい。

なお、現在当局において公衆浴場における水質基準を検討しており、近くこのことについて指示する予定であるが、公衆浴場における衛生措置の確保については、公衆浴場組合を指導して施設の改善に努めるとともに、公衆浴場利用者の協力を得て国民の保健衛生水準の向上のために格段の御協力を煩わしたい。

記

- 1 公衆浴場入浴料金最高統制額を改訂しようとする場合は、おおむね別紙(1)「公衆浴場経営実態調査要綱」に準拠して、経営の実態調査を行なうこと。
- 2 公衆浴場入浴料金最高統制額を決定する場合は、おおむね別紙(2)「公衆浴場入浴料金諮問機関設置要領」に準拠して協議会等を設置し、あらかじめ、十分にその意見を聞き、最高統制額の適正を期すること。

別紙(1)

公衆浴場経営実態調査要綱

- 1 この調査は、公衆浴場経営の実態を把握することにより適正な入浴料金統制額の指定を行なう場合の基礎とすること。
- 2 調査の方法は、実地調査及び関係者からの聞き取り調査によること。
- 3 支出についての調査項目は、おおむね別表に記載の事項とし、収入についての調査は、入浴者数の実測調査によるものとすること。
- 4 調査の客体数は、都道府県における最高統制額によっている浴場のおおむね2割以上とし、できる限り平均的な規模の施設を抽出するよう努めること。
- 5 調査の時期は、都道府県の実情によるが、年間を通じた平均的な営業実態を把握しうるよう必要な考慮を払うこと。

別表

支出調査項目

支出科目	内 容			
人 件 費	事業主 従業員(家族従事者を含む。)(名)			円 円 円
	その他			
用 水 費				
上 水 道 料	使用量	m ³	(@)	円)
下 水 道 料				円)
燃 料 費	重油使用量	KL	(@)	円)
	その他の燃料使用量			円)
光 热 費	電気使用量	KWH		円)
消 耗 品 費	(品目別とする。)			円)
修 繕 費				円)
賃 借 料	敷 地	m ²	(@)	円)
	家 屋	m ²		円)
備 品 費				円)
保 険 料 等	火災保険料			円)
	その他			円)
会 費 及 び 交 際 費 等				円)
減 働 償 却 費	(資産別とする。)			円)
建 物 再 調 達 費				円)
公 租 公 課	(公租公課別とする。)			円)
支 払 利 子	借入金	円	利率	%
資 本 報 酬				円)
そ の 他 の 諸 経 費	(経費別とする。)			円)

別紙(2)

公衆浴場入浴料金諮問機関設置要領

- 都道府県知事が入浴料金の改訂について意見を聞くためのものとし、その名称及び設置の手続きは都道府県の実情に応じて定めるものとする。
- 委員は12名程度とし、その構成は次のとおりとする。
 - 関係吏員(衛生及び経済主管部関係吏員)
 - 有識者(経営、保健衛生の専門家等)
 - 住民代表(例えば、民生委員、社会教育委員、婦人団体代表等であって、公衆浴場を利用している者又は公衆浴場の実情を十分承知している者)
 - 業者代表(公衆浴場を経営している者)